

## 令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画

独立行政法人統計センター

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1 調達の現状と要因の分析

- (1) 統計センターにおける令和3年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は44件、契約金額は15.7億円である。また、競争性のある契約は35件(79.6%)、13.8億円(88.2%)、競争性のない随意契約は9件(20.5%)、1.8億円(11.8%)となっている。

令和2年度と比較すると、契約件数、契約金額共に大幅な増減はなく、競争性のある契約と競争性のない随意契約の割合もほぼ同等となっている。

表1 令和3年度の統計センターの調達全体像

(単位：件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(77.8%) 35	(92.1%) 13.0	(77.3%) 34	(87.8%) 13.7	(△2.9%) △1	(5.4%) 0.7
企画競争・公募	(4.4%) 2	(2.1%) 0.3	(2.3%) 1	(0.4%) 0.1	(△50.0%) △1	(△66.7%) △0.2
競争性のある契約(小計)	(82.2%) 37	(94.2%) 13.3	(79.6%) 35	(88.2%) 13.8	(△5.4%) △2	(3.8%) 0.5
競争性のない随意契約	(17.8%) 8	(5.8%) 0.8	(20.5%) 9	(11.8%) 1.8	(12.5%) 1	(125.0%) 1.0
合計	(100%) 45	(100%) 14.2	(100%) 44	(100%) 15.7	(△2.2%) △1	(10.6%) 1.5

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 複数年契約を締結した案件については、件数、総契約金額ともに契約初年度にのみ計上している。

(注3) 統計センター契約事務取扱要領第23条第1項第13号から第15号まで及び第18号の規定に基づく金額以下の少額随意契約は除いている。

(注4) 指名競争入札は、いずれの年度においても実施していない。

(注5) 比較増△減の( )書きは令和3年度の対2年度伸率である。

- (2) 統計センターにおける令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は12件(34.3%)、契約金額は11.2億円(81.0%)であった。

令和2年度と比較すると、合計件数、合計金額共に大幅な増減はなかったが、一者応札・応募の金額が9.9億円増加した。

表2 令和3年度の統計センターの一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	24(64.9%)	23(65.7%)	△1(△4.2%)
	金額	12.1(90.4%)	2.6(19.0%)	△9.5(△78.5%)
1者以下	件数	13(35.1%)	12(34.3%)	△1(△7.7%)
	金額	1.3(9.6%)	11.2(81.0%)	9.9(761.5%)
合計	件数	37(100%)	35(100%)	△2(△5.4%)
	金額	13.3(100%)	13.8(100%)	0.5(3.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、令和3年度の対2年度伸率である。

## 2 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和4年度に重点的な取組を行う分野として、合理的な調達への改善及び新規参入業者の拡大について、状況に即した調達の改善等に努めることとする。

### (1) 合理的な調達への改善

調達の実施に当たっては、年度当初に年間の入札予定案件を統計センターホームページに掲載し、業者が計画的に入札に係る準備及び参加ができるよう情報提供を行う。

また、各調達案件の仕様書については、必要な履行期間を確保できているか、過度な制約が掛かっていないか等、公正性や透明性の観点から十分な競争性が確保されているか精査する。

さらに、令和3年度に実施した見積書等の提出に係る押印省略等の書面・対面規制を踏まえ、入札書の提出についても、電子メールを活用した取組を実施し、入札参加者の拡大を図る。

【改善件数など】

### (2) 新規参入業者の拡大

少額随意契約の調達事務において、統計センターと契約実績のない業者から積極的に見積書を徴取するなどし、新規参入の拡大を図る。また、統計センター入札情報配信サービスへの登録を促し、競争入札となる調達案件においても新規参入業者の拡大が図れるよう推進する。

【新規業者の参入件数など】



(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会では、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない新たな随意契約、2か年度連続の一次応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6 その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、統計センターのホームページにて公表するものとする。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。